

小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア  
基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

小浜市 経営企画部 新幹線・交通政策課  
(令和7年8月)

## 1 趣旨

本市では、令和2年6月、北陸新幹線の全線開業を活かしたまちづくりの基本的な指針となる「小浜市新まちづくり構想」を策定した。

今般、敦賀・新大阪間に係る小浜市域のおおよその駅位置・ルートが示されたことを受け、北陸新幹線小浜新駅を中心とした今後のまちづくりの基本となる計画を取りまとめる。

本業務は「小浜市新まちづくり構想」の具現化に向けて、新駅周辺エリアの基本的なまちづくり方針や戦略、整備コンセプト、土地利用ゾーニング、まちづくり施策を検討、基本計画図の作成を行うとともに、駅周辺に整備すべき機能や施設の整備手法、中長期的なスケジュールの整理を行うものである。

これらを踏まえ、北陸新幹線小浜新駅周辺エリアの基本計画策定にあたっては、価格のみではなく事業者（配置予定技術者、担当技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力・企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

## 2 業務の概要

(1) 業務名 小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画策定業務

(2) 業務目的 新駅周辺の交通体系や駐車場配置等の整備に関する基本計画等を策定するとともに、関係機関との意換や関係権利者の合意形成を図る支援等を行うことを目的とする。

(3) 業務内容：小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画策定業務 仕様書のとおり

(4) 履行期間：契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

## 3 施行予定額（予算額）

提案上限額は次のとおりとする。なお、最低制限価格は設定しない。

・令和7～8年度 20,768,000円（税込）

※うち令和7年度の上限額 7,000,000円（税込）

## 4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

## 5 プロポーザル審査委員会の設置

契約候補者等の選定は、小浜市北陸新幹線新駅周辺エリア基本計画策定業務プロポーザル審査委員会設置要綱に定める審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

## 6 契約候補者等決定までの流れ

プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。

参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。

市は、審査の結果、点数が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。

上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。契約候補者等の審査に関する日程については、「17 スケジュール」のとおりとする。

## 7 参加資格要件

プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7・8・9年度小浜市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 企画提案書提出期限において小浜市の競争入札参加資格等指名停止を受けていない者。また、指名の停止を受けたが既にその停止の期間を経過している者。
- (4) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による建設コンサルタントの「都市及び地方計画部門」の登録を有すること。
- (5) 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（建設部門－都市及び地方計画）の資格を有するものを管理技術者及び照査技術者として配置すること。なお、管理技術者及び照査技術者は、これを兼ねることはできない。
- (6) 別紙の委託業務仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- (7) 令和4年4月1日以降に本業務と類似する受託実績があること。
- (8) 福井県内に本社、支社、営業所のいずれかを有すること。
- (9) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき等をいう。）にないこと。
- (10) 失格事項

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- イ 市職員に対して、募集要領に定める以外の方法において接触を求めること。
- ウ 他の参加者と、企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- エ 他の参加者に対して、企画提案の内容を意図的に開示すること。
- オ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- カ 提出期間内に提出書類が提出されなかったとき。
- キ その他、審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 説明会

説明会は開催しない。

## 9 質問・回答

質問の受付期限、方法及び提出先

- (1) 期 限： 令和7年9月22日（月）17時まで
  - (2) 方 法： 「質問書」（様式6）に必要事項を記載し、電子メールにより提出する。
  - (3) 提出先： [koutsu@city.obama.lg.jp](mailto:koutsu@city.obama.lg.jp)
- ※ メール送信後、事務局へ電話連絡を行うこと。

- (4) 質問への回答

令和7年9月26日（金）までに、電子メールで回答又は市ホームページに掲載する。  
なお、参加資格要件を満たさないことが明らかな者からの質問については回答しない。

## 10 参加申込・資格審査

### (1) 参加申込

参加希望者は、「参加表明書」（様式1）に必要な事項を記入、代表者印を押印のうえ、以下の書類を提出すること。

### (2) 提出の期限、方法及び場所

期 限： 令和7年 9月 12日（金） 17時必着

方 法： 持参又は書留郵便（電子メールでの提出は不可）。

（持参の場合は、9時～17時（土・日曜、祝日を除く。））

場 所： 小浜市役所3階 経営企画部 新幹線・交通政策課

※ 提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

※ 郵送の場合は、発送後に提出先まで電話連絡を行うこと。

### (3) 参加資格審査結果の通知

ア 市は、参加申込書類により参加希望者が参加資格要件を満たしているかを審査し、参加資格審査の結果について「参加資格審査結果通知書」により、令和7年 9月18日（木）までに参加希望者に通知する。

イ 参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に書面をもって、市に説明を求めることができる。

### (4) 参加を辞退する場合

参加申込み後、参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退書」（任意様式）に必要な事項を記入し、代表者印を押印のうえ、企画提案書等の提出期限までに市に提出するものとする。

## 11 提出を求める事項

参加申込みを行った提案者は、提出期限までに、指定した様式に基づき企画提案書等を作成し、提出するものとする。

### (1) 企画提案書提出届（様式2）

### (2) 企画提案書（様式任意）

ア. 業務の基本的な考え方

イ. 企画提案の独自性などのポイント

ウ. 業務実施手法

エ. 業務スケジュール

### (3) 同種業務実績表（様式3）

### (4) 業務の推進体制（様式4）

### (5) 会社概要書（様式5）

※（1）は1部、（2）～（5）は、1冊にまとめ8部提出すること。

### (6) 見積書（業務内訳明細を記載したものを別封筒により1部提出すること。）

## 12 企画提案書

### 企画提案書等の作成

参加者は、本業務を実施するにあたり最適な方策を企画提案書等により提案するものとし、企画提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

### (1) 企画提案書の規格

ア A4版縦とし、縦方向、横書き、左綴じを標準とする。頁数については特に定めのないものとする。（A3版による折込頁の挿入は可とする。）ただし、文字の大きさなど見やすさに留意すること。

イ 企画提案書は目次を付し、適宜ページ番号をふること。

## (2) 見積書および内訳書

ア 見積書は、業務にかかる経費の見積書について、内訳書を添付して提出すること。

イ 内訳書は、直接人件費、直接経費、間接経費の別と、積算根拠を示した詳細なものとする。但し、見積において、各種会議における委員報酬は不要とする。

ウ 提出する見積金額が委託上限額を上回る提案者の提案は無効とする。

エ 見積金額は、評価項目の配点に含むものとする。

## 1.3 企画提案書等の提出期限等について

(1) 期 限： 令和7年10月3日（金） 17時必着

(2) 方 法： 持参又は書留郵便（電子メールでの提出は不可）。

（持参の場合は、9時～17時（土・日曜、祝日を除く。））

(3) 場 所： 小浜市役所3階 経営企画部 新幹線・交通政策課

※ 提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。

※ 郵送の場合は、発送後に提出先まで電話連絡を行うこと。

(4) 企画提案書に対する問合せ

企画提案書の内容について市が参加者に問い合わせた場合、参加者は速やかに回答すること。

## 1.4 企画提案書のプレゼンテーションおよびヒアリングについて

(1) 日 程： 令和7年10月15日（水）※詳細は、各社に別途通知する。

場 所： 小浜市役所

時 間： 入退場・準備・説明 25分、質疑 5分

(3) プレゼンテーションの方法

ア プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーンとプロジェクターは市が用意する。

ウ 出席者は管理技術者及び担当技術者を含む5名以内とし、説明については管理技術者又は担当技術者を中心に行うこと。

エ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

(4) 審査結果の通知

ア 審査結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、本市ホームページにも掲載する。

イ 契約候補者に選定された者以外の者は、この決定について通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に書面をもって、市に説明を求めることができる。

## 1.5 契約候補者等の選定

(1) 審査委員会は、採点基準表に基づき企画提案書等を審査し、点数順に順位を決定のうえ、契約候補者及び次点者を選定する。

(2) 点数が同じ場合は委員の多数決で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。

## 1.6 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定

市は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

なお、契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨及び次点者との協議を行わないことを通知する。

## (2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積価格を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

## 17 スケジュール

事務等の名称	日程・締切
公募開始	令和7年 8月18日(月)
参加申込期限	令和7年 9月12日(金) 17時(必着)
参加資格審査結果の通知	令和7年 9月18日(木)
質問受付期限	令和7年 9月22日(月) 17時まで
質問に対する回答	令和7年 9月26日(金) ※随時回答
企画提案書提出期限	令和7年 10月 3日(金) 17時(必着)
プレゼンテーション審査	令和7年 10月 15日(水)
審査結果の通知	令和7年 10月 (下旬予定)
契約締結・業務開始	令和7年 11月 (上旬予定)

## 18 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) プロポーザルの過程で得た情報等は市に帰属し、参加者名、審査結果の順位・評価点並びに契約候補者等の提案内容(個人情報や事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を除く。)は公表することがある。
- (3) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、市の許可なく開示できないこととする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却せず、市の所有物として組織内で複写・配付する場合がある。本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断する。
- (5) 審査の過程や評価結果については、小浜市情報公開条例に基づき対応する。
- (6) 提案された配置予定技術者の変更は認めないものとし、契約締結後、確実に本業務に従事させること。ただし、本人の死亡、病気休暇等の真にやむを得ない場合においては、この限りではない。

## 19 問合せ先(事務局)

募集要領等に関する問合せ先・各種書類の提出先は、以下のとおりとする。

小浜市役所 経営企画部 新幹線・交通政策課  
〒917-8585 小浜市大手町6番3号  
電話 : 0770-64-6067 / FAX : 0770-53-0742  
E-mail : [koutsu@city.obama.lg.jp](mailto:koutsu@city.obama.lg.jp)  
担当 : 重田

以上